

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、食品小売業を対象として、国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、消費者ニーズに対応した国内農業の振興施策等に資することを目的とする。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計調査として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象及び調査客体数

札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市に所在する生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業で、従業者10人以上のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入している事業所（130）を対象に実施した。

なお、平成17年1月～12月の各月の回収客体数及び回収率は、次のとおりである。

調査月	調査客体数（店）	回収客体数（店）	回収率（%）
1月	130	92	70.8
2月	130	105	80.8
3月	130	103	79.2
4月	130	92	70.8
5月	130	92	70.8
6月	130	89	68.5
7月	130	86	66.2
8月	130	85	65.4
9月	130	82	63.1
10月	130	83	63.8
11月	130	82	63.1
12月	130	82	63.1
計	1560	1073	68.8

5 調査期間

平成17年1月～12月の1年間を調査期間とし、調査は毎月12日を含む週の木曜日（調査対象店舗が定休日の場合は金曜日）に実施した。

6 調査事項

本調査では、下表の生鮮野菜21品目について、国産品（標準品、有機栽培品、特別栽培品）、輸入品別の販売金額、販売数量を把握した。

この資料では、以下の内容を掲載している。

(1) 品目別平均価格、価格差

品目別に国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品の平均価格並びに価格差の現況を示すものである。

(2) 並列販売店舗における品目別価格、販売数量

国産標準品の価格と有機栽培品、特別栽培品及び輸入品の価格にどの程度の格差を設定しているかを示すものである。

(3) 国産標準品の輸入品との価格比別にみた販売数量割合別店舗数

国産標準品の輸入品に対する価格比と、国産標準品と輸入品の販売数量の合計に占める国産標準品の販売数量による店舗数の分布状況を示すものである。

(4) 輸入品の価格帯別にみた国産標準品の価格帯別店舗数

国産標準品と輸入品の並列販売店舗におけるそれぞれの販売価格の分布を示すものである。

（調査項目）

品目	販売区分				備考
	国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品	
だいこん	○	○	○	—	ラディッシュを除く。
にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
ごぼう	○	○	○	○	
はくさい	○	—	○	—	結球はくさい
キャベツ	○	○	○	—	芽キャベツを除く。
ほうれんそう	○	○	○	—	
ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
ブロッコリー	○	—	—	○	
レタス	○	—	○	—	結球レタス
きゅうり	○	○	○	—	
かぼちゃ	○	—	○	○	ズッキーニを除く。
なす	○	○	○	—	長なすを含む。
トマト	○	○	○	—	ミニトマトを除く。
ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
ピーマン	○	○	○	—	緑のもの。
ばれいしょ	○	○	○	—	
さといも	○	—	○	○	八頭を除く。
たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
にんにく	○	—	○	○	茎、葉を除く。
しょうが	○	—	○	○	根しょうが
生しいたけ	○	—	—	○	

7 調査方法

農林水産省統計・情報センター職員又は調査員が調査協力者に調査票を配付し、四半期ごとに郵送回収する自計申告の方法で行った。

8 集計方法

(1) 価格

品目別・販売区分別（国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品。以下同じ。）の価格については、各店舗ごとの販売金額を販売数量で除し、これら店舗ごとの価格の合計を販売実績のあった調査客体数で除して算出した。

(2) 数量

品目別・販売区分別に各店舗の販売数量を合計し、これを販売実績のあった調査客体数で除して算出した。

(3) 店舗数

品目ごとの国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品別の、販売実績のあった調査客体数である。

9 目標（実績）精度

本調査では、目標精度は設定していない。

10 用語の解説

(1) 国産標準品

国内で生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法等について消費者に特段の差別化を図らず販売されている国産品である。

(2) 有機栽培品

有機食品の検査認証制度に基づき農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関から認定され、有機JASマークを貼付してあるものである。

(3) 特別栽培品

農林水産省で示している「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されているもの及び各県により定められている特別栽培農産物の認証制度により認証されたものである。

なお、上記以外でも、特別な栽培方法等により通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されている生鮮野菜はこれに含めた。

(4) 輸入品

外国から輸入された生鮮野菜である。

なお、数か国からの輸入品が販売されていた場合には、最も販売数量の多いものとした。

(5) 並列販売店舗

同じ品目について国産標準品と有機栽培品、特別栽培品又は輸入品のいずれかを同時に販売している店舗のことである。

11 統計表の見方等

(1) 統計表中の価格（消費税を含む）は、各店舗の価格の合計を販売店舗数で除して求めた単純平均値である。

また、販売数量は該当商品を販売した店舗の1店舗当たりの平均販売数量である。

(2) 統計表「2 並列販売店舗における品目別価格、販売数量」中の価格と数量の比率については、表示単位未満の数値から算出しているため、掲載数値による算出と一致しないことがある。

(3) 本調査は、本報告において確定値となるため、月別の公表値とは異なる場合がある。

(4) 統計表中に用いた記号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を行っていないもの

「0」：単位に満たないもの（例：0.4kg→0 kg）

「△」：負数又は減少したもの

「‥」：未発表のもの

(5) 本統計の累年データは、農林水産省ホームページの中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。

【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

12 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 消費動向班

電 話：(代表) 03 - 3502 - 8111 内線2892、2889

(直通) 03 - 3591 - 0783